第六十条　削除

（保安・環境調整官の所掌事務）

第六十一条　保安・環境調整官は、命を受けて、第五十六条第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号並びに第五十八条第三号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（海事技術専門官の職務）

第八十条　（略）

２・３　（略）

４　第二項に規定するもののほか、海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席海事技術専門官とする。

５　（略）

（運輸防災調整官）

第九十三条の三　総務企画部に、運輸防災調整官一人を置く。

２　運輸防災調整官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務のうち、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港連携調整官） **第一条の三**　東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官五人を置く。 ２～４　（略） （管制保安部の所掌事務） **第四十四条**　（略） ２～７　（略） （削る）	（空港連携調整官） **第一条の三**　東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官四人を置く。 ２～４　（略） （管制保安部の所掌事務） **第四十四条**　（略） ２～７　（略） ８　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空機の運航の監督に関すること（航空法第九十七条第一項の規定による承認及び当該承認を与えた航空機の到着の通知に関することを除く。）。

（管理業務調整官の所掌事務）

第六十条　管理業務調整官は、命を受けて、第五十五条第二号から第四号までに掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（保安・環境調整官の所掌事務）

第六十一条　保安・環境調整官は、命を受けて、第五十六条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号並びに第五十八条第三号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（海事技術専門官の職務）

第八十条　（略）

２・３　（略）

４　第二項に規定するもののほか、海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（関東運輸局にあっては、二人）を次席海事技術専門官とする。

５　（略）

（新設）